

部活動外部人材の職務等の比較表

		部活動指導員	特別外部指導者	外部指導者
対象 部活動	運動部活動	●	●	●
	文化部活動	●	●	●
部活動の設立	顧問教諭がいなくても設立可能	●		
	顧問教諭が必要		●	●
指導内容 業務内容	技術的な指導	●	●	●
	顧問教諭不在時の部活動指導	●	●	
	顧問教諭と同様の職務 (部活動の運営管理)	●		
練習試合	顧問教諭不在時の練習試合引率	●	●(市内に限る)	
大会引率	中体連・中文連大会以外の大会引率 (ただし、大会要項に基づき判断)	●	● (市内に限る)	
	中体連大会の監督・引率	●(全国まで可能)		
身分	札幌市の会計年度任用職員	●		
	ボランティア		●(有償)	●
謝礼 報酬 通勤手当	教育委員会規定による報酬 (時給制、任用初年度は1,473円)	●(通勤手当別途支出)		
	教育委員会規定による謝金 (土日及び祝日 1回 3,600円)		●	
保険 災害補償	公務災害補償適用	●		
	教育委員会による傷害保険の対応		●	●
任免権	教育委員会	●		
	学校長の申請後、教育委員会が登録		●	
	学校長			●
配置校の決定	教育委員会	● (学校からの配置要請を受け配置)	● (学校からの申請を受け登録)	
	校長			●
任用要件	①教員免許状を有する②指導者資格を有する③部活動の指導経験を有する のいずれか	●		
	①教員経験者②2年以上の外部指導者経験③指導者資格を有する のいずれか		●	
研修会	市教委による指導者研修会参加義務	●	●	

会計年度任用職員（部活動指導員）設置要綱

設置：令和2年3月19日

最近改正：令和5年3月2日

（目的）

第1条 この要綱は、別に定めるものを除くほか、札幌市教育委員会会計年度任用職員の任用に関する要綱第2条の規定等に基づき、会計年度任用職員である部活動指導員の身分取扱等に関し必要な事項を定めるものとする。

（身分取扱等）

第2条 部活動指導員の身分取扱等については、別表に定めるとおりとする。

（補則）

第3条 この要綱に定めるもののほか、部活動指導員の身分取扱等に関し必要な事項は、所管する部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

職名（職種）	会計年度任用職員（部活動指導員）
勤務課所	各中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）
職務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 実技指導 2 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率 3 用具・施設の点検・管理 4 部活動の管理運営（会計管理等） 5 保護者等への連絡 6 年間・月間指導計画の作成 7 生徒指導に係る対応 8 事故が発生した場合の現場対応
資格要件	<p>以下のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教員免許状を有する者 2 日本スポーツ協会又は各競技団体や関係団体等が認定する指導者資格を所有している者 3 学校で部活動の指導経験を有する者
勤務時間	<ol style="list-style-type: none"> 1 勤務回数 4週間当たり20日を超えない範囲内で所属長が定める。 2 勤務時間 4週間を通じて1週間当たり15時間を超えない範囲内で所属長が定めることとし、1日当たりの割振りは8時00分から19時00分まで

	<p>での間において3時間を超えない範囲内で所属長が定める。</p> <p>3 休憩時間 なし</p>
週休日	4週間当たり8日以上の割合で所属長が定める日
給与	<p>1 支給区分 時間額</p> <p>2 給料表 専門職給料表</p>
定数	75人
その他	札幌市会計年度任用職員の任用に関する要綱第6条第2項ただし書きの規定に基づき、任用限度の対象外とする。

部活動特別外部指導者活用事業実施要項

札幌市教育委員会

平成28年4月1日 制 定
平成30年3月13日 一部改正
平成30年12月21日 一部改正
令和4年3月1日 一部改正

1 目的

部活動における顧問教諭不在時の部活動指導や市内での大会、練習試合等への生徒引率を行うことができる「部活動特別外部指導者」（以下「特別外部指導者」という。）を配置し、中学校における部活動の充実を図る。

2 活動内容

特別外部指導者は、当該校の校長の管理・監督のもと、当該校の校長が依頼した範囲内で部活動の指導等について次のことができる。ただし、複数校の部活動を指導することはできない。

- (1) 顧問教諭不在時の部活動指導
- (2) 中体連・中文連主催大会等の際に顧問教諭と共に行う生徒引率
- (3) 顧問教諭不在時、もしくは顧問教諭と共に行う競技団体及び関係団体主催大会、練習試合等への生徒引率。ただし、顧問教諭が不在時の生徒引率は、大会要項の規定において、顧問教諭以外の生徒引率が認められているものとし、かつ、市内に限る。

3 身分及び謝金

特別外部指導者は有償ボランティアとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「土日、休日」という。）に「2 活動内容（1）～（3）」のいずれかの活動を行った場合において謝金を支給する。

なお、長期休業中、開校記念日等を含め、土日、休日以外の日（以下「平日」という。）は謝金の対象日とはならない。ただし、平日が学校行事等の振替休業日となる場合は、謝金支払いの対象日となる。

謝金は、1回の活動について3,600円を札幌市から支給する。

4 登 録

教育委員会は、希望する校長の推薦により、次の要件を満たしているものを特別外部指導者として登録する。（原則的に自校の外部指導者を特別外部指導者として登録する）

- (1) 心身共に健康で、中学校教育や部活動の意義を理解し、顧問教諭との連携を図りながら、

誠実に指導が遂行できる者。

- (2) 教員経験者もしくは2年以上の外部指導者としての経験（他校での経験でも構わない）があり、当該部活動の実技指導に関して優れた専門的知識を有し、安全な指導ができる者。または、日本体育協会公認スポーツ指導者の資格又は各競技団体や関係団体等が認定する指導者資格を有するもの（スポーツリーダー、指導員、上級指導員、コーチ、上級コーチ、教師、上級教師）。いずれも20歳以上の者とする。

5 災害補償

指導の際における特別外部指導者本人の傷害等の補償については、札幌市で加入する傷害保険により対応するものとする。

6 生徒への事故の対応について

特別外部指導者の適切な指導の下に行われる活動中に生徒に負傷等の事故が発生した際は、教員が指導していた際と同様に、「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」に申請をすることができる。

7 配慮事項

校長は、特別外部指導者に対して、次の事項に関する配慮をすること。

- (1) 教職員と特別外部指導者との協力体制を構築すること。特別外部指導者だけに運営、指導を全て任せることがないようにすること。
- (2) 特別外部指導者は、活動報告書（活動時間、活動内容、怪我等の状況など）を作成し、顧問教諭に提出する。管理職は、月毎に本書を札幌市教育委員会へ提出し、コピーを保管する。また、学校は、年度末事業報告書を作成し、札幌市教育委員会に提出するものとする。
- (3) 生徒の校内外における日常生活の様子等については、部活動の指導に生かすために、可能な限り情報を共有するよう配慮する。知り得た秘密を漏らさないよう指導すること。
- (4) 顧問教諭不在時に活動する際の、校舎使用（体育館・グラウンド等）に伴う鍵の受け渡しは、平日は顧問教諭もしくは教頭、土日、休日は日直代行員と行うこと。

8 その他

- (1) 特別外部指導者は、札幌市教育委員会が開催する部活動指導者研修会に参加することとする。
- (2) 競技・種目経験のない顧問や土日、休日に指導ができない顧問が運営している部活動に優先して配置する。同一種目の男女部活動を1名の顧問教諭が指導する場合は、顧問教諭の負担が大きいため配置の対象とする。
- (3) 特別外部指導者に体罰等の服務上の問題や不適切な指導があったときは、登録を取り消す場合がある。

(4) この要項に定めのない事項については、必要に応じて児童生徒担当部長が定めるものとする。

附 則 この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 則 この要項は、平成30年2月1日から実施する。なお、改正後の8(1)の規定は、平成30年1月1日以後に従事した指導に係る謝金について適用し、平成29年12月31日以前に従事した指導に係る謝金については、従前の例による。

附 則 この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附 則 この要項は、平成30年12月21日から実施する。

附 則 この要項は、令和4年4月1日から実施する。

札幌教児第 735 号

令和 5 年（2023 年）3 月 27 日

中学校長 様

札幌市教育委員会

児童生徒担当部長 廣川 雅之

令和 5 年度運動部活動「学校間連携方式」の実施について

各学校においては、「札幌市立学校に係る部活動の方針」に基づく部活動の推進に適切に取り組んでいただいているところです。

本市においては、学校の小規模化による教員定数の減少や運動部活動に加入する生徒数の減少等によって部活動の数が減少傾向にあり、生徒が希望する部活動に加入することがかなわない状況も見られます。

こうした状況の改善を図るため、教育委員会では、在籍校に希望する運動部（種目）がない場合、隣接する他校の運動部に参加できる「運動部活動『学校間連携方式』」を実施しています。

については、下記の内容を御確認の上、本事業の実施について、生徒・保護者へ周知するとともに、事業を活用する場合には、必要書類を御提出ください。

なお、令和 5 年度から日本中学校体育連盟主催大会の参加要件が改正されることを受け、本方式による中体連主催大会への参加を認めることを申し添えます。

記

1 提出書類

- ・ 運動部活動「学校間連携方式」の実施に伴う他校運動部活動への参加について（申請）（様式 1-①）
- ・ 運動部活動「学校間連携方式」の参加承諾書（様式 2）

2 申込期間

令和 5 年 4 月 3 日（月）～ 5 月 12 日（金）

※提出期間後の希望については、担当まで御連絡ください。

3 提出方法

- (1) 在籍校からイントラメールで文書2種（様式1 - ①、様式2）を添付し送付。
- (2) 宛先：児童生徒担当課 高橋智子・高橋靖昌 2名宛て

4 留意事項

- (1) 学校だよりやホームページなどで、本事業について、生徒・保護者へ周知するようお願いします。
- (2) 学校間連携方式を希望する生徒及び保護者と十分に御相談いただき、本事業の趣旨を踏まえた対応をお願いします。
- (3) 本事業を活用する場合には、双方の学校間での情報共有を図るとともに、双方の生徒及び保護者の理解を得て活動してください。

(担当 児童生徒担当課児童生徒担当係 高橋(智)・高橋(靖) TEL211-3861)

運動部活動「学校間連携方式」実施要項

札幌市教育委員会

平成28年4月1日 制 定

令和5年3月23日 一部改正

1 目 的

生徒の運動部活動種目の選択肢を増やすことにより、生徒の多様な運動欲求に応え、札幌市立中学校及び義務教育学校（後期課程）における運動部活動の活性化を図ることを目的とし、在籍校に希望する運動部（種目）がない場合、隣接する学校を原則として、他校の運動部の練習等に参加できる運動部活動「学校間連携方式」を実施する。

2 実施対象

札幌市立中学校及び義務教育学校（後期課程）の生徒で、運動部活動「学校間連携方式」により部活動を行うことを希望する生徒

3 実施方式

(1) 実施方法

原則として、隣接する学校の運動部（在籍校に無い）に参加する。ただし、隣接する学校に希望する運動部が設置されていない場合は、自宅からの距離、公共交通機関等を考慮し、近接の学校となる場合もある。

(2) 部員の募集

各学校は、年度初めに運動部活動「学校間連携方式」についての情報を生徒・保護者へ提供する。希望者がいる場合は在籍校が集約し、受入校へ参加申請書を提出する。受入校は申請書に基づき受入の可否を検討し、その結果を在籍校学校長へ伝える。受入可能な場合は、在籍校から教育委員会に報告の上実施決定となる。

4 実施上の確認事項

(1) 事業内容の周知

対象生徒の在籍校は、運動部活動「学校間連携方式」に参加を希望する生徒及び保護者に対して、事業目的、内容等の情報を提供すること。

(2) 連絡責任者の選定

対象生徒の在籍校と受入校は、連絡責任者を選定すること。連絡内容については、管理職も必ず把握すること。

(3) 移動方法

対象生徒の在籍校の校長は、受入校への移動について、距離・時間等を考慮し、適

切な指示や指導を十分行うこと。自転車による移動は禁止とする。

(4) その他

- ・在籍校は、対象生徒及び保護者に対して受入校の部活動運営規定（活動費用の取扱い、大会参加要件含む）を十分説明する。
- ・対象生徒は、受入校の部活動運営規定に従って活動するものとする。
- ・受入校の顧問及び連絡責任者は、練習に関する連絡や参加・不参加の確認等を在籍校の連絡責任者と取り合い、十分な連携を図るものとする。
- ・緊急の連絡方法について確認しておく。

5 事故対応等

- (1) 事故が起きた場合には、在籍校・受入校が速やかに保護者に連絡する。
- (2) 生徒の活動場所への移動中の事故及び活動場所から自宅への移動中の事故は、対象生徒の保護者及び在籍校が事故対応を行うものとする。
- (3) 生徒の活動場所での活動中の事故は、受入校が在籍校の協力を得ながら事故対応を行うものとする。
- (4) 事故報告については、対象生徒の在籍校が作成し教育委員会に提出するものとする。なお、「事故報告書」の作成に際しては、在籍校が受入校の協力を得て行うものとする。
- (5) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付手続きは、対象生徒の在籍校が行うものとする。

6 大会への参加について（札幌市中学校体育連盟主催大会を含む）

対象生徒及び保護者からの依頼を受けた在籍校の連絡責任者が、受入校の顧問教諭及び連絡責任者と協議し、大会規則に則り決定するものとする。

7 その他

この要項に定めのない事項については、必要に応じて児童生徒担当部長が定めるものとする。

附 則 この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

運動部活動「学校間連携方式」の手続きについて

「実施要項」及び「別添資料」を参照し、以下の通り手続きを進めてください。

1 作成書類について

- (1) **様式 1-①** 運動部活動「学校間連携方式」の実施に伴う他校運動部活動への参加について（申請）

【作成】「参加生徒の在籍校」が作成→ 受入校の学校長へ提出

- (2) **様式 1-②** 運動部活動「学校間連携方式」の活用希望について

【作成】「参加生徒の保護者」が作成→ 在籍校の学校長へ提出→受入校の学校長へ提出

- (3) **様式 2** 運動部活動「学校間連携方式」の実施に伴う本校運動部活動参加申請の承諾について（回答）

【作成】「受入校」が作成→在籍校へ提出

- (4) (1)～(3)終了後、

様式 1-①と様式 2の写し

【提出】 在籍校→教育委員会へ提出（成立報告）→ 教育委員会で内容を確認の上、在籍校へ連絡→連携開始

※事業の流れについては（参考資料）運動部活動「学校間連携方式」の流れを参照

2 その他

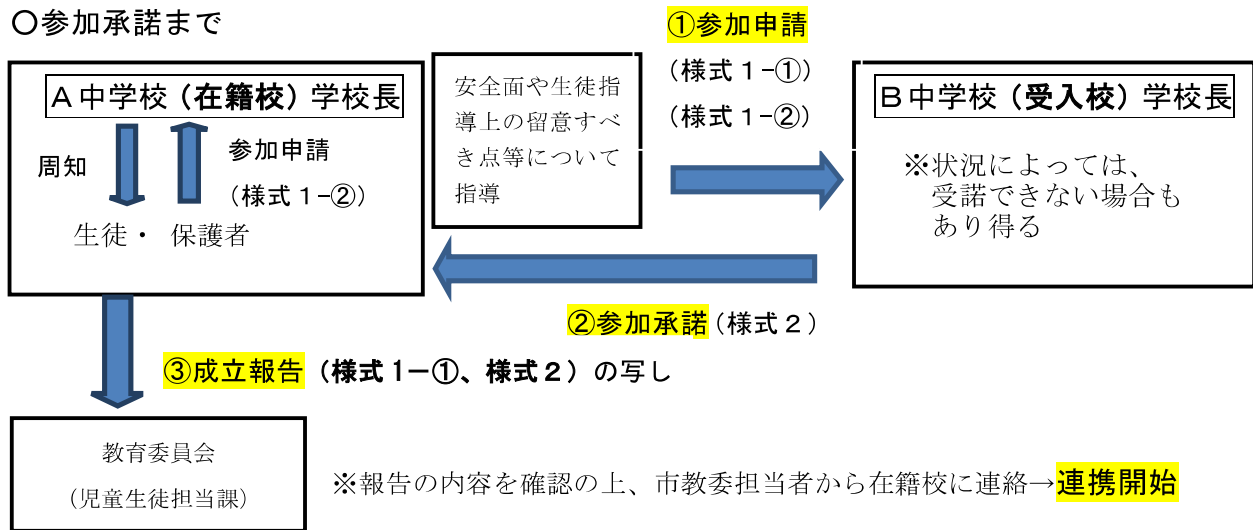
- (1) 教育委員会では、原則として、5月12日（金）まで成立報告を受け付けます。その後、希望者があった場合は担当まで御連絡ください。
- (2) 前年度から継続される場合も、新たに書類の作成・提出が必要です。

担当：教育委員会児童生徒担当課運動部活動担当（TEL:211-3861）

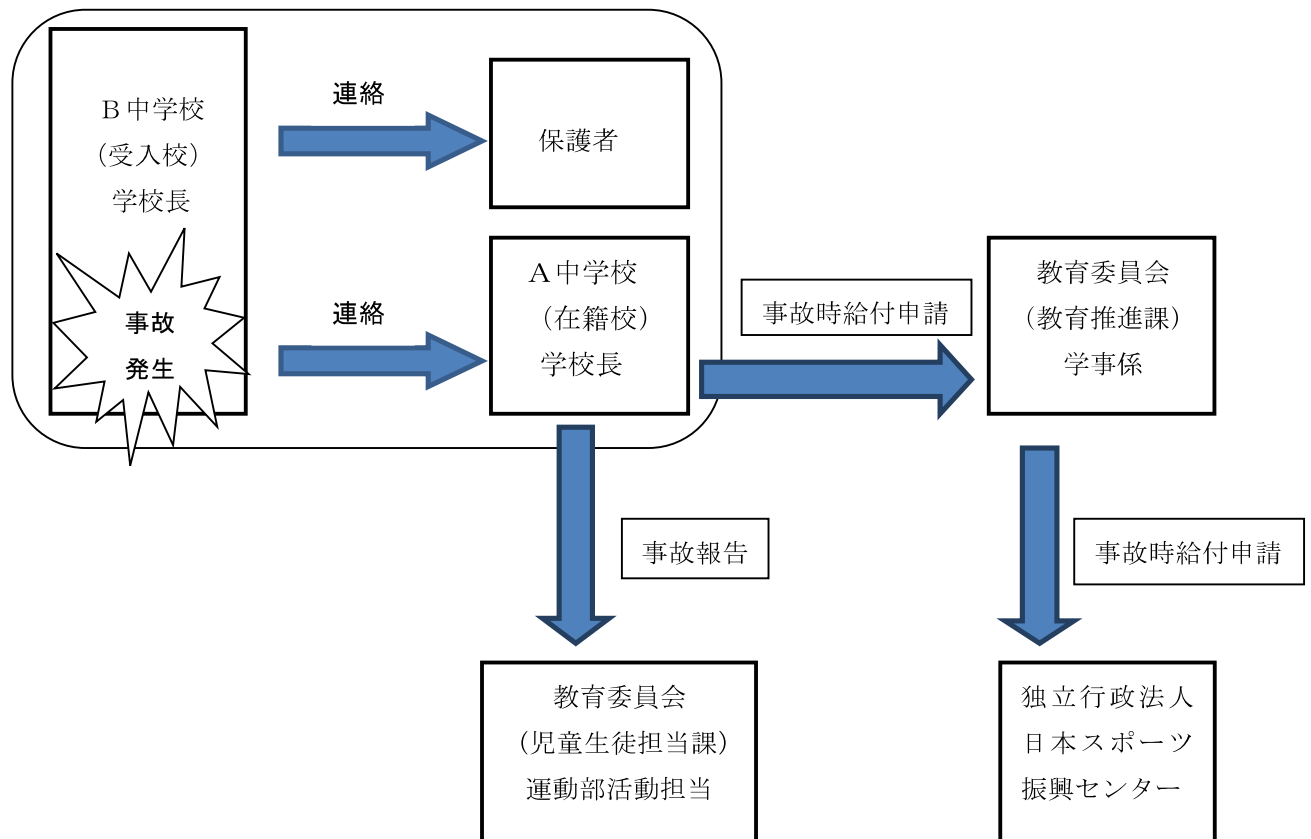
運動部活動「学校間連携方式」の流れ

[A 中学校…在籍校、B 中学校…受入校]

○参加承諾まで



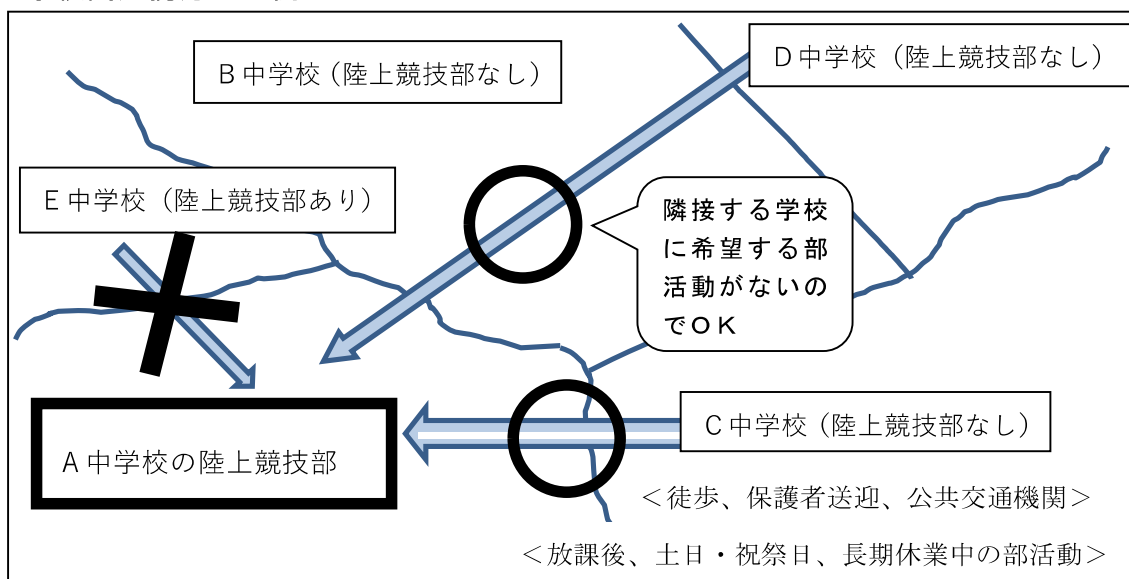
○事故発生時の対応



※在籍校において、連絡責任者を明確にすること。

運動部活動「学校間連携方式」補足資料

1 学校間連携方式の例



2 大会への参加について（札幌市中学校体育連盟主催大会を含む）

対象生徒及び保護者からの依頼を受けた在籍校の連絡責任者が、受入校の顧問教諭及び連絡責任者と協議し、大会規則に則り決定するものとする。

3 安全への配慮について

- (1)対象生徒は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となるが、安全指導を十分に行うとともに、事故時の連絡体制を整備すること。
- (2)受入校は、部活動中の安全の確保を図るとともに、事故発生時には、適切な応急処置を行うこと。
- (3)受入校等、活動場所への生徒の移動については、安全の確保を徹底すること。（寄り道等による事故は給付対象にならない場合がある。）

4 その他

- (1)学校に在籍する一定数以上の生徒が、同一の団体種目の学校間連携方式を希望した場合は、受入校の負担等に鑑み、本方式を活用するのではなく、部活動を設立し他校と連携して合同部活動を結成することが望ましい。それが実現できない場合には本方式の活用が考えられる。
- (2)本方式は、生徒に希望する種目での活動機会を提供するための制度であり、特定の学校の部活動への参加によるチーム強化や選手強化を想定しているものではないことに十分に留意する。
- (3)在籍校では、対象生徒及びその保護者に対し、実施要項の内容や、安全面・生徒指導面で留意すべきことなどを十分確認した上で、申請書（様式1-①）（様式1-②）

を受入校に提出すること。

- (4) 在籍校及び受入校の校長は、対象生徒に受入校の部活動運営規定の順守を徹底するとともに、生徒指導に十分留意し、問題行動の防止に努めること。万一、問題が生じた場合は、速やかに学校間で情報を共有し、連携を図りながら事後指導に努めるとともに、再発防止策を検討し教育委員会に報告する。
- (5) 在籍校が受入の依頼をした際、受入校の都合により、受諾できないこともあり得る。また、受入れ後に何らかの問題が発生した場合、在籍校と受入校で協議の上、連携を中止する場合がある。
- (6) 本方式を活用する生徒の体育文化振興会等の会費や、日常の活動に係る経費等の負担については、在籍校と受入校で協議し適切に判断をする。

運動部活動「学校間連携方式」について

札幌市教育委員会

(学校便りやホームページ等における記載例)

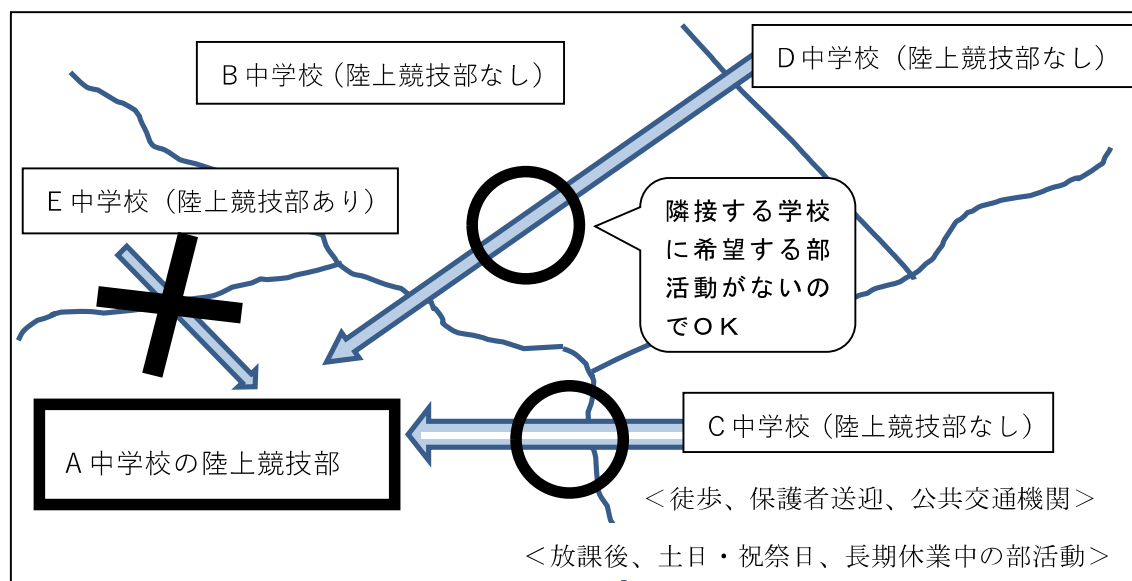
札幌市では、中学校の小規模化等により、各学校における部活動の設置数が減少傾向にあることから、生徒が希望する種目の運動部活動に入部できないという状況も見られます。そのため、札幌市教育委員会では、生徒が他校の運動部活動に参加する「学校間連携方式」を導入しています。

これは、自分の学校に希望する運動部活動がない場合に、隣接する学校の運動部活動に参加することを可能とするものです。本来であれば自分の学校で仲間と励まし合い、高め合いながら活動することが望まれるところですが、自分の学校に希望する種目の部がない場合でも、他校の部活動に参加することで生徒の活動希望を叶えることができるようになっています。

保護者の皆様には、本事業の趣旨をご理解いただき、スポーツへの興味や関心を同じくする子どもたちが学校の垣根を越えて、共に楽しく、生き生きと活動できるよう、ご協力を賜りますようお願いいたします。

この仕組みの利用の仕方は次の通りです。利用を希望する場合には、お子様が在籍する学校にご相談ください。

- 1 本方式の利用希望者がいる場合、生徒の在籍校が、受入校との連絡調整を行います。
- 2 各種の大会（札幌市中学校体育連盟主催大会を含む）参加については、在籍校が、受入校と協議し、大会規則に則り決定するものとする。
- 3 本方式の利用に当たっては、学校が定める部活動等のルールを守って活動することや、活動経費の負担、活動場所への安全な移動などについて、在籍校・受入校と十分に確認し、理解を深めた上で、利用を申請してください。



(様式 1-①)

[参加生徒の在籍校→受入校、在籍校→教育委員会へ送付]

令和 年 月 日

[受入校] 中学校
学校長 様

_____学校
校 長 _____

運動部活動「学校間連携方式」の実施に伴う他校運動部活動への参加について（申請）

標記の件について、下記のとおり申請しますのでよろしくお願いいたします。

記

○運動部（種目）名 _____部 ※男女別も記載してください

○連絡責任者 _____

○参加申請者一覧 下表のとおり

	学年	性別	氏 名	かな氏名	住 所	本事業の利用
1						新規・継続
2						新規・継続

○受入依頼希望校 _____ 中学校

○受入依頼希望校と在籍校との位置関係（当てはまる項目に○印をお願いします。）

_____（校区隣接校・校区近接校・その他（理由： _____））

<備考欄>健康に留意すべき生徒等、受入校に知らせておくべきことがあれば記入してください。

--

(様式 1-②)

[生徒及び保護者が作成し、在籍学校長へ提出。その後在籍校から受入校に送付。]

令和 年 月 日

学校長様 (在籍校)

運動部活動「学校間連携方式」の活用希望について

○運動部 (種目) 名 _____ 部 ※男女別も記載してください

○生徒氏名 _____ 年 組 氏名 _____

○本事業について

(実施要項を読み、各項目について確認・同意されましたら、チェックをお願いします。)

《活動の留意点について》

原則として、校区が隣接する学校の運動部活動に参加する。

隣接する学校に希望する運動部が設置されていない場合は、自宅からの距離、公共交通機関等を考慮し、近接の学校となる場合もある。

受入校の部活動運営規定や方針 (活動費用の取扱い、大会参加要件含む) について在籍校から説明を受け、その内容に従って活動するものとする。

受入校等、活動場所への移動について、自転車の利用は禁止とする。

生徒の活動場所への移動中の事故及び活動場所から自宅への移動中の事故は、対象生徒の保護者及び在籍校が事故対応を行うものとする。

受入校の状況によっては、申請を受諾できない場合や、年度途中で問題が生じた場合には、本方式の利用を中止する場合がある。

《大会への参加について (札幌市中学校体育連盟主催を含む)》

対象生徒及び保護者からの依頼を受けた在籍校が、受入校と協議し、大会規則に則り決定するものとする。

○競技歴やこれまでの実績等について

--

○健康上留意すべき点等、受入校へ伝えるべき内容について

--

以上の内容について了承した上で、学校間連携方式の活用を申請いたします。

保護者署名

(様式2)

[受入校→参加生徒の在籍校] [在籍校→札幌市教育委員会児童生徒担当課]

令和 年 月 日

_____学校

校 長 _____ 様

_____学校

校 長 _____

運動部活動「学校間連携方式」の実施に伴う本校運動部活動参加申請の承諾について
(回答)

先に申請のあった標記の件について、下記のとおり承諾します。

記

○運動部（種目）名 _____ 部 ※男女別も記載してください

○参加申請者一覧 下表のとおり

	本事業の 利用	在籍校	受入校	学年	性別	氏 名
1	新規 継続					
2	新規 継続					

○提出について

- ・提出方法：イントラメールに添付し送付
- ・提出先：対象生徒在籍校

○その他

- ・在籍校は、本承諾書受領後、本承諾書（様式2）と申請書（様式1-①）を添えて、札幌市教育委員会担当宛て送付

提出先：札幌市教育委員会 児童生徒担当課 高橋智子・高橋靖昌 2名宛て